

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
固定式 刺し網漁業	一枚網漁業 (あじ底刺し網漁業)	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数：9 隻)	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	福井・石川両県境から、北西の線以南の福井県沖合海域 (5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の大グリの海域を除く) ただし、定置漁業の保護区域内および次に揚げる区域を除く。 ①北緯36度20.2分、東経135度55.8分の点を中心とした半径3,000メートル以内の松出シ瀬の海域 ②200メートル等深線以浅の玄達瀬の海域 ③北緯36度23.5分、東経135度59.5分の点を中心とした半径3,000メートル以内の新松出シ瀬の海域 ④北緯35度48.2分、東経136度の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域	4月1日から 8月31日まで	敦賀市 美浜町 若狭町 に住所を置く者
		1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数：23 隻)					小浜市および 大飯郡 に住所を置く者
	三枚網漁業	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数：63 隻)			南条郡と敦賀市との陸岸における境界点から真方位305度の線と、大飯郡高浜町甲埼突端から真方位0度の線との両線間であって、次の各点を順次に結んだ線と陸岸との間の海域 (1) 京都府舞鶴市沖の島北端 (2) (1)の点と三方上中郡若狭町常神埼突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸埼突端と坂井郡安島埼突端から西3海里の点とを結ぶ線との交点 (3) (2)の後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡干飯埼突端とを結ぶ線との交点 (4) (3)の後段の線と、三方上中郡若狭町常神埼突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点 (5) 丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点 (5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の大グリの海域を除く。) ただし、区画、共同漁業権の漁場内、定置漁業権の保護区域内及び次に揚げる区域を除く。 (1)北緯35度48.2分、東経135度59.5分の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域	1月1日から 12月31日まで	敦賀市 三方郡 三方上中郡 に住所を置く者
		2 (許可または起業の認可を受けている船舶の数：17 隻)					小浜市および大飯郡 に住所を置く者